

南区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法第37条第7項の規定により指定した指定投票区及び同法施行令第26条第1項により定めた指定関係投票区を変更したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成28年6月9日

南区選挙管理委員会
委員長 加藤 昭治

	指定投票区	指定関係投票区	備考
変更前	第3投票区	第1投票区～第2投票区及び 第4投票区～第19投票区	
変更後	第2投票区	第1投票区及び 第3投票区～第19投票区	平成28年 6月2日変更

(南区選挙管理委員会事務局)